

## 特殊競技用具整備事業実施要綱

長野県競技力向上対策本部

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）が第82回国民スポーツ大会に向けて競技力の向上を推進するために実施する特殊競技用具整備事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(用具)

第2条 対策本部が購入し競技団体に貸与する特殊競技用具（以下「用具」という。）は、国民スポーツ大会における正式競技に係るものとする。

2 用具は、競技力向上に資するもので、購入単価100万円（税込）以上のものとする。ただし、消耗品及び個人に帰属する性格のものは除く。

(用具の購入)

第3条 対策本部は、用具を購入しようとするときは、競技団体に対し、当該競技団体が競技力の向上のために必要とする用具について調査するものとする。

2 対策本部は、前項の調査により回答のあった用具のうち、競技力の向上に資すると判断した用具を、予算の範囲内で購入するものとする。

(借受の申請)

第4条 前条第2項により購入された用具の無償借受を希望する競技団体は、特殊競技用具借受要望申請書（様式第1号）に、特殊競技用具借受に係る管理書（様式第2号）を添えて対策本部に提出しなければならない。

(貸与の通知)

第5条 対策本部は、前項の申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認め、当該用具を無償で貸与することを決定したときは、特殊競技用具貸与承認書（様式第3号）を申請者に通知するとともに、当該用具を引き渡すものとする。

(借受書)

第6条 前条の規定により用具の引き渡しを受けた競技団体（以下「借受団体」という。）は、特殊競技用具借受書（様式第4号）を対策本部に提出しなければならない。

(貸与の期間)

第7条 用具の貸与の期間は、2029年3月31日までとする。

2 対策本部は、必要に応じて前項の期間を変更することができる。

(遵守事項等)

第8条 借受団体は、用具の借受について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 用具の引渡し及び返還に要する費用及び貸与期間中に発生する維持又は修繕に係る費用を負担すること。

(2) 用具は、専ら競技力の向上のために利用することとし、他の利用に供してはならない。

- (3) 用具の利用について、対策本部から利用の状況又は維持若しくは管理等の状況に係る報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
  - (4) 用具を亡失又はき損した場合は、事故報告書（様式第5号）により対策本部に速やかに報告すること。
  - (5) 前項各号に掲げる事項のほか、対策本部が用具の適正利用について必要と認め指示した事項
- 2 対策本部は、借受団体が前項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、第7条に定める期間であっても、当該用具を返還することを命ずることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は対策本部が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。